

2024年8月6日

明日を生きるための若者気候訴訟(略称 若者気候訴訟)について(説明資料)

若者気候訴訟弁護団

共同代表 原田彰好

共同代表 浅岡美恵

事務局長 小島寛司

1 本件訴訟の目的

気候が危機に直面しているなか、原告ら及び原告らが代表する若者たちが、危険な気候変動の悪影響から保護され、安定した気候のもとでその未来が守られるために提起した民事訴訟。

エネルギー起源 CO₂ の約 4 割を占める日本最大の排出源である電力事業の主要事業者である被告らの、1.5℃の気温上昇を抑えるための科学(IPCC 第 6 次評価報告書統合報告書)に基づく国際社会のコンセンサス(パリ協定、COP26グラスゴー気候合意、COP28決定で確認された水準(CO₂については 2019 年比で 2030 年 48%削減、2035 年 65%削減))の排出削減を法的義務とし、その実行を求める、日本初の若者気候訴訟。

2 訴訟当事者、裁判所等

(1)原告ら

北海道、秋田、福島、東京、名古屋、京都、奈良、大阪、広島、福岡などに住む満 15 歳から 29 歳まで(提訴時)の若者 16 人

(2)被告ら(火力発電事業者)

株式会社 JERA、東北電力株式会社、電源開発株式会社(J パワー)、関西電力株式会社、株式会社神戸製鋼所、九州電力株式会社、中国電力株式会社、北陸電力株式会社、北海道電力株式会社、四国電力株式会社の 10 社

(3)提訴裁判所

名古屋地方裁判所

(4)本訴請求の趣旨

原告らは、被告らに、その火力発電由来の販売電気にかかる CO₂ 排出量を、IPCC 第 6 次評価報告書が求める 1.5℃目標に整合する経路、即ち、2019 年比 2030 年に 52%、2035 年に 35%を超えて排出してはならないことを求める。

(民法不法行為法による排出の一部差し止め)

3 気候変動の科学と国際合意

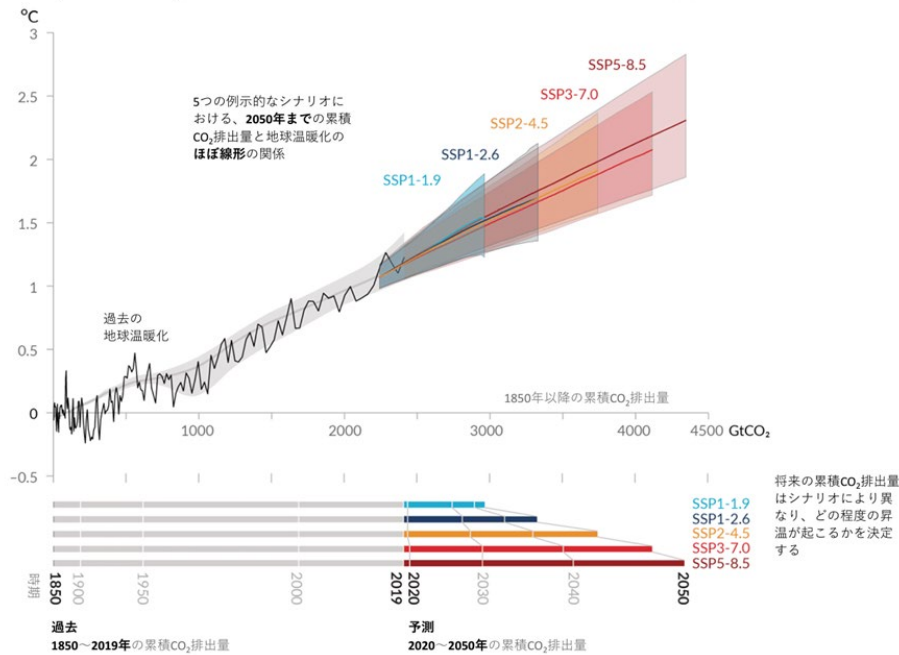
(1) CO₂の累積排出総量が世界の平均気温の上昇と比例関係

平均気温上昇を 1.5℃に抑えることは国際社会におけるコンセンサス・公序

産業革命前からの地球の平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることは、人々の生命、健康、生活環境、ウェルビーイング等を保持するために不可欠。そのために残された世界の CO₂ 排出可能量(残余のカーボンバジェット)は 4000 億トン程度(2021年 IPCC 第6次評価報告書(AR6)WG1)。既に多くを消費。

CO₂排出が1トン増えるたびに地球温暖化が進行する

累積CO₂排出量 (GtCO₂) の関数としての1850～1900年以降の世界平均気温の上昇 (°C)

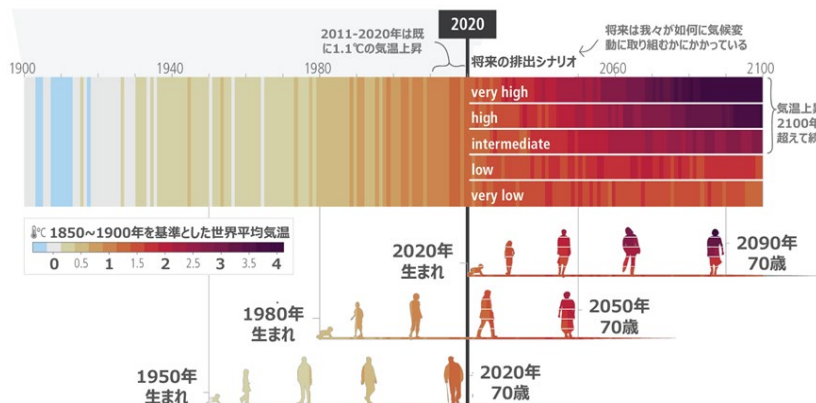


出典:IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書 政策決定者向け要約 暫定訳(文部科学省及び気象庁)より、図SPM.10 | 累積CO₂排出量と世界平均気温の上昇量との間のほぼ線形的関係を転載

https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/ar6/IPCC_AR6_WGI_SPM_JP.pdf

(2)人為的 CO₂ 排出による気候変動の悪影響は、既に原告ら若い世代の健康や生活の質を制約しているが、今後、被害はさらに深刻に。

気温上昇とそれを体験する各世代の年齢



出典:IPCC AR6 SYR SPM Figure SPM.1c 図は国立環境研究所 IPCC 第6次報告書 統合報告書 解説資料より転載

https://www-iam.nies.go.jp/aim/pdf/IPCC_AR6_SYR_SPM_230328.pdf

(3) 気候変動影響は現代の公害といえるが、従来型公害被害との違いは

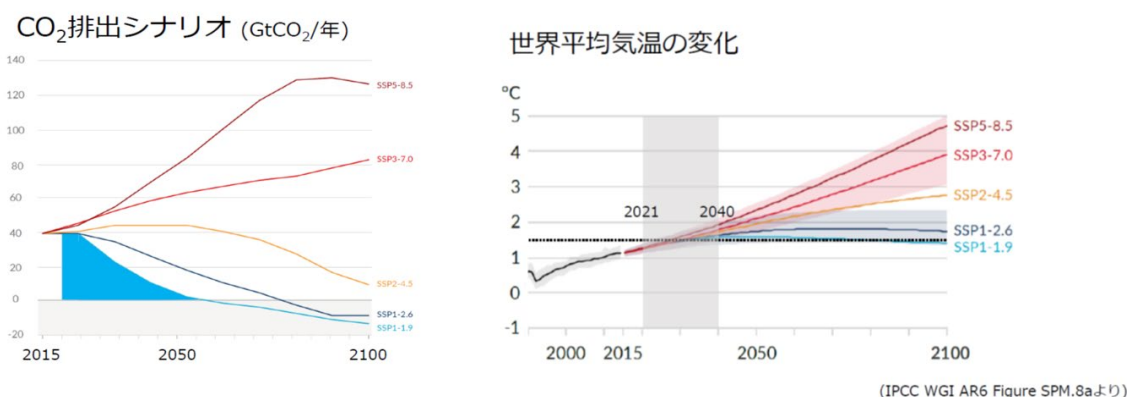
① 気候変動の文脈では、排出源からの時間的・場所的・近接性は意味を持たない。意味を持つのは排出量のみ。

② 危険な気候変動である猛暑や豪雨災害は人為起源の被害。今後、拡大していくことは疑う余地がない (IPCCAR6)。

③ 気候変動は予防原則ではなく、“未然防止義務”の問題 (大塚直早稲田大学教授)。1.5℃に抑え、そのために必要とされる排出削減の実行が必要。

(4) 未然防止: 1.5℃目標とそれのための削減の経路は、その注意義務の内容

① 1.5℃の気温上昇に止めるためには、2050年カーボンニュートラルだけではない。上記残余のカーボンバジェット (下図の青色部分の量) を超えない経路 (SSP1-1.9) で削減されることが必要。2030年、2035年の大幅削減が必須。



昨年、今年の地球の単年の平均気温の上昇は 1.5℃に迫っており、削減経路が 1.5℃に整合していない。3℃、4℃上昇に至る懸念。

② 最新の排出削減水準 (2023年 IPCCAR6SYR) を国際社会が確認 (COP28)

温室効果ガス (GHG) 排出: 2019年比 2030年までに 43%、2035年までに 60%削減

CO₂ 排出: 2019年比 2030年までに 48%、2035年までに 65%

この10年の削減、即ち 2030年、2035年の削減が、1.5℃目標に決定的に重要

表 SPM.1 : 2019年からの温室効果ガスと CO₂ の排出削減量、中央値と 5~95 パーセンタイル {3.3.1; 4.1; Table 3.1; Figure 2.5; ボックス SPM1}

		2019年の排出水準からの削減量			
		2030	2035	2040	2050
オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を 1.5℃ (>50%) に抑える	GHG	43 [34-60]	60 [48-77]	69 [58-90]	84 [73-98]
	CO ₂	48 [36-69]	65 [50-96]	80 [61-109]	99 [79-119]
温暖化を 2℃ (>67%) に抑える	GHG	21 [1-42]	35 [22-55]	46 [34-63]	64 [53-77]
	CO ₂	22 [1-44]	37 [21-59]	51 [36-70]	73 [55-90]

出典: IPCC 第 6 次評価報告書「政策決定者向け要約」文科省、経産省、気象庁、環境省による和訳より表 SPM.1 を転載。
<https://www.env.go.jp/content/000127495.pdf> ※赤枠は弁護団

③日本は先進国であり、より高い排出削減が求められていること

日本の2030年目標であるGHG2013年度比46%削減は、2019年比に換算すると37%削減(CO₂は36%削減)。日本の残余のカーボンバジェットは、公正性、公平性から、人口割(54億t程度)を超えない。

④発電事業者である被告らは他のセクターよりも早く排出実質ゼロとすることが求められていること(IPCC、IEA)。

⑤本訴では、被告らに対し、その最低限の排出削減義務として、前記国際的コンセンサスである水準での2030年及び2035年の削減を求める。

4 被告らの責任の根拠 日本最大の排出セクターである発電部門の大部分を排出

基準年である2019年度の発電部門の排出量(3億9400万t)は同年のエネルギー起源CO₂(10億2900万t)の約4割。世界の国別排出順位で16位に相当。

下表は事業者単位での直接排出量を上位から20位まで記載したものである。被告JERAは第1位であり、他の被告らも上位に位置している。

表：直接分の上位排出企業(企業別直接排出量の上位20位)のトップ級

2019年度排出量算定報告制度報告データによる事業者別排出量				
順位	特定排出者名	業種名	発電所エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前) +その他の事業者排出量 合計	
1	株式会社JERA	発電所	124,500,784	
2	日本製鉄株式会社	高炉による製鉄業	79,356,610	工業プロセスを除く
3	JFEスチール株式会社	高炉による製鉄業	53,705,638	工業プロセスを除く
4	電源開発株式会社	発電所	42,735,608	
5	東北電力株式会社	発電所	30,342,897	
6	関西電力株式会社	発電所	26,600,000	
7	中国電力株式会社	発電所	18,977,972	
8	九州電力株式会社	発電所	18,300,000	
9	ENEOS株式会社	石油精製業	18,143,656	
10	北陸電力株式会社	発電所	16,500,000	
11	株式会社神戸製鋼所	高炉による製鉄業	14,288,429	工業プロセスを除く
12	北海道電力株式会社	発電所	13,019,527	2020年度分提出時に 2019年度分を修正
13	相馬共同火力発電株式会社	発電所	8,370,844	
14	常磐共同火力株式会社	発電所	7,370,000	単純ミス
15	四国電力株式会社	発電所	6,978,411	
16	出光興産株式会社	石油精製業	6,613,001	
17	東ソー株式会社	ソーダ工業	6,597,792	工業プロセスを除く
18	株式会社コベルコパワー神戸	発電所	6,411,002	
19	瀬戸内共同火力株式会社	発電所	5,582,591	
20	宇部興産株式会社	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	5,376,580	工業プロセスを除くと 工場よりも発電所が大

CO₂ 排出量の実績は温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の集計結果より

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/result>

さらに、関連会社の火力発電電力を購入して販売しており、これを加えた責任のある各 CO₂ 排出量の合計は、エネルギー起源 CO₂ の 33%にも及ぶ。

表:事業者別2019年度及び2021年度のCO2排出量

	設立年 火力開始	2019年度 CO2排出量 万t	2019年度 販売電CO2 排出量万t	2021年度 販売電力CO2 排出量万t
JERA	2019年	12451	13901	13174
東北電力	1951年	3051	4607	4384
Jパワー	1967年	4274	4385	4160
関西電力	1951年	2850	4248	3745
神戸製鋼所	1959年	756	756	815
九州電力	1951年	1894	2937	2642
中国電力	1951年	1906	3487	3541
北陸電力	1951年	1650	1680	1899
北海道電力	1951年	1306	1377	1452
四国電力	1951年	737	1392	1563
計		25845	33740	32581

重複を控除

2021 年度実績など CO₂ 排出量の実績は温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の集計結果から
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/result>

5 各被告らの排出削減の水準に関する注意義務(duty of care)違反

(1) 科学に基づく世界のコンセンサスの水準での排出を超えないこと(国際社会の公序)

民法 709 条の注意義務の内容の形成要素

①人権を侵害する行為

被告ら事業者も、気候変動対策として排出削減が必要であることは認めている。

排出削減水準は、前述の国際的コンセンサスの水準を下回ってはならない。

②ビジネスセクターなど非国家主体の役割(パリ決定 133、134項)

③ビジネス主体の人権擁護義務(国連ビジネスと人権指導原則)

人権を尊重する責任は、事業を行う地域にかかわらず、すべての企業に期待されるグローバル行動基準である。その責任は、国家がその人権義務を果たす能力及び／または意思からは独立してあるもので、国家の義務を軽減させるものではない。さらに、その責任は、人権を保護する国内法及び規則の遵守を越えるもので、それらの上位にある。

④OECD 多国籍企業行動指針

⑤国連グローバルコンパクト

(2)被告らの「2030 年半減」等の計画は不十分。実現性も欠く

① 2030 年削減目標:JERA は原単位のみで、量の目標なし。あいまいな記述。「2013 年比」による低い目標。実現性に欠ける。水素・アンモニア混焼、CCS、原発再稼働に依存。

表 3-4 水力・火力発電所送電端電力量 【億 kWh】

種類	2020	2021	2025	2030
水力	826	844	855	898
一般水力	769	764	782	801
揚水	56	81	74	97
火力	6,378	6,206	6,023	5,792
石炭	2,638	2,899	3,033	3,022
LNG	3,548	3,090	2,779	2,565
石油他 ²³	193	217	211	204

出典:2021 年度供給計画のとりまとめ(電力広域的運営推進機関作成)より表 3-4 を転載

https://www.occto.or.jp/kyoukei/torimatome/files/210331_kyoukei_torimatome_2.pdf

② 2035 年削減目標:設定は JERA のみ。但し不十分。その他の被告は設定なし。

(3) 関連共同性

被告らは電気事業連合会(電事連)、電気事業低炭素社会協議会などに参加(神戸製鋼は関西電力経由)して、連携して温暖化対策を行っているもの。

6 裁判例・学説

(1)海外裁判例

国の責任 オランダ最高裁(2019.12.20)

危険な気候変動による悪影響は現実の人権侵害。

気候変動の**危険性の切迫性**とは、「影響が現れるまでの時間の長短をいうのではなく、確実にそこに向かっていくことをいう」のであり、既に現実の被害。

世界のコンセンサスの水準での排出削減はオランダ国(世界の 0.5%)の応分の責任。

気候変動問題は政治の課題でもあるが、人権にかかる問題であり、司法にも役割。

ハーグ地裁判決 Milliuddefensie 対 シェル事件(2021.5)

「指導原則が定めている企業の人権尊重の責任は、すべての企業に期待されるグローバルな行動基準であり、どこで活動しようとも同じである。この責任は人権を保護する国の能力や意思とは無関係に存在し、企業の義務を軽減するものではない。企業は国家が取る措置に従うだけでは不十分である。」

参考:オランダ民法 6 章 162 条 2 項 不文の企業のとるべき注意義務(duty of care)

-1 他人に対して、自己に帰責しうる不法行為(不法行為)をした者は、その結果、その他人が被った損害を賠償しなければならない。

-2 不法行為は、他人の権利(資格)を侵害する行為であり、法律で定められた義務や不文の社会通念に反する行為・不作為であり、常にその行為に正当な理由がない限り、不法行為とみなされる。

*日本民法 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

同 719 条 1 項前段 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。

表：被告らの2013、2019、2021年度排出量及び2030、2035年度計画と本訴における排出上限量(IPCCAR6SYR)との比較

電力事業者	2013年度 排出量 万t	2019年度 排出量 万t	2021年度排 出量 万t	2030年度排出量 万t		2035年度排出量 万t	
				被告計画	2019年度比 52%	被告計画	2019年度 比35%
JERAグループ電力	18248	13901	13174	なし	7229	7299	4865
うちJERA本体	16904	12450	11675				
東北電力販売電力	5163	4607	4384	2522	2396	なし	1612
うち東北電力本体	3670	3051	3274				
Jパワーグループ	4796	4385	4160	不明(50%の 場合:2590)	2280	なし	1535
うちJパワー本体	4702	4274	3949	2627			
関西電力販売電力	6681	4248	3745	不明(販売電力 の50%の場 合:3341)	2209	なし	1487
うち関西電力本体	4850	2850	2370	1455			
神戸製鋼所本体	780	756	815	なし	393	なし	265
九州電力販売電力	4785	2937	2642	不明(50%の 場合:2393)	1527	なし	1028
うち九州電力本体	3690	1894	1740				
中国電力販売電力	4314	3487	3541	2114	1813	なし	1220
うち中国電力本体	2504	1906	1844	1252			
北陸電力販売電力	1851	1680	1899	926	874	なし	588
うち北陸電力本体	1820	1650	1870				
北海道電力販売電力	1941	1377	1452	946	716	なし	482
うち北海道電力本体	1840	1306	1403				
四国電力販売電力	1946	1392	1563	973	724	なし	487
うち四国電力本体	1220	737	964				

ホームページ URL <http://youth4cj.jp>

問合せ先

若者気候訴訟弁護団